

# 天皇論の系譜

——平成における天皇制の思想史的意義——

下川 玲子

はじめに

退位された上皇陛下は、日本国憲法下の象徴天皇制のもとで即位し退位した最初の天皇である。天皇も国民も、象徴天皇制をどのように運用し確立するかの手探りの平成年間であったと言える。

日本国憲法の三大原則は、国民主権・基本的人権の尊重・平和主義である。日本国憲法は、アメリカ独立宣言に顕著に見られる権利や民主主義（国民主権、国民が決定権をもつ）の思想に戦争放棄の主張が加わったものである。天皇は、この日本国憲法の理念の可視化を意識して続けてきた。国内外の戦争被害者を訪ねる慰霊の旅、人権侵害の対象になりやすい弱者への励ましを一貫して続けた。いわば、平成の天皇のあり方は、日本国憲法の精神の可視化であった。

それでは、日本国憲法の理念は、戦後外国から移入された日本の伝統にない論理なのだろうか。日本における天皇論や政治思想を概観し、日

本国憲法の理念をその歴史の中に位置づけてみたい。まず、日本国憲法のもとになる西洋の権利や民主主義（国民主権、国民が決定権をもつ）の思想とはどのようなものかを示す。そして、朱子学や儒教などの伝統思想の論理の中にそれに類似する論理があるのかを探る。朱子学は、南北朝時代に日本に移入され、それに基づいて政治や天皇論を展開したのが北畠親房であった。その後、近世に朱子学を本格的に広めたのが山崎闇斎である。闇斎や江戸時代の朱子学思想にも言及する。近代の国体論において、朱子学的伝統思想とはまったく異なる論理が生まれた。それを否定する形で、戦後日本国憲法が成立した。日本における政治や天皇論を踏まえて、平成の天皇のあり方を意味づけてゆきたい。

## （一）アメリカ独立宣言と日本国憲法の思想

近代以降の日本は、西洋の政治思想に基いて国家建設をしてきた。西洋近代の政治思想の中核をなすものが権利の概念である。権利概念は、日本国憲法の思想の中核にあり、次のような国民の権利を定めている。

第一条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

西洋の権利の思想は、人々にかげがえのない人権を認め、その人権を守るために、人為的に国家を作ると考える。国家は、人々の人権（生命や自由や財産）を守るためという目的のもとに人為的に作られるが、人々は治安のために権利の一部を国家に譲り渡す（例えば、犯罪を犯したら拘留されること）に同意し、国家が権力装置として機能することを

容認する。その上で、いかなる国家・団体も、基本的人権（究極的には生命権）を侵害することはできないと規定し、国家がしてはならない足かせを法という形で与える。日本ではいち早く明治期に福沢諭吉や中江兆民が移入し、戦後、この思想を全面的に取り入れた日本国憲法が成立した。

近代的な権利の思想の確立者と言えるのは、一七世紀のイギリスのロックであろう<sup>①</sup>。そして、その思想を簡潔に表したのもとして、トマス・ジェファソンが中心になって起草したアメリカの独立宣言（一七六六年七月四日、コンGRESSにおいて一三のアメリカ連合諸邦の全員一致の宣言<sup>②</sup>）がある。これは短いものであるが、独立宣言には以下の文章がある。

われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され、そのなかに生命、自由および幸福の追求の含まれることを信ずる。

まず独立宣言は、造物主が、あらゆる人間に平等に権利を与えたと考える。それは奪いがたい天賦の権利である。その天賦の権利の代表が、「生命・自由・幸福の追求」の権利である。生命権というのは、政府批判をしても、政府や国家権力によって殺されない権利である。権力者は自分への批判者を投獄しようとし、不当な拘束からの「身柄の自由」が次に重要な権利である。さらに、人間らしく生きるための物質的基礎が必要である。それが幸福の追求の権利として表された。

権利を有効に守るための手段として、人々が人為的に政府を作る。独立宣言は、以下のように述べる。

また、これらの権利を確保するために人類のあいだに政府が組織さ

れたこと、そしてその正当な権力は被治者の同意に由来するものであることを信じる。

その政治権力が、人々の人権を守るといふ本来の目的を外れて権利を踏みにじる時、人々はその政府を改廃することができる。

そしていかなる政府の形体といえども、もしこれらの目的を毀損するものとなった場合には、人民はそれを改廃し、かれらの安全と幸福をもたらしすべしとみとめられる主義を基礎とし、また権限の機構をもつ、新たな政府を組織する権利を有することを信じる。

現在では、普通選挙がおこなわれ、国民は、権利を侵害し、幸福追求の機会を奪う政権を倒し、新しい政権を選択することができる。しかし、そのような制度が整っていない場合には、人々は、時には革命や蜂起によって圧政をおこなう政権を退場させることができる。独立宣言は、アメリカの一三の連合諸邦の人々が、植民地を搾取し圧政を続けるイギリス政府に対して「人類が災害の堪え得られるかぎり」「むしろ堪えよう」としたと述べる。しかし、堪えるだけ堪えてもイギリス政府は「暴虐と篡奪」「絶対的暴政」によって抑圧し続けた。革命的蜂起によって、イギリス政府を追いだし、新しく人々が納得し承認する（つまり同意する）政府を打ち立て、それがアメリカという国家の始まりである。

## （2）朱子学における尊嚴論

朱子学は、近代以前の中国や朝鮮半島では、科挙に取り入れられるなどして、社会の中核を担う思想であった。日本でも近世以降は、朱子学が教育の基本になった。

儒教思想は、そもそも人間の本性を絶対的に善と考える。それでは、人間に本源的に備わっている性分、完全なる本性とはどのようなものであるか、朱子は『大学或問』で次のように述べている。

天道流行し、造化発育す。凡そ声色貌象有て、天地の間に盈る者は、皆物なり。既にこの物有れば則ち、その以てこの物となす所の者は、おのおの当然の則あらざることなくして、自ずから已むべからず。是れみな天の賦する所に得て人の能く為す所にあらざるなり。今日つ其の至つて切にして近き者を以てこれを言へば則ち、心の物たり実身に主たり。その体は則ち、仁義礼智の性に有り。其の用は則ち惻隠羞惡恭敬是非の情にあり。渾然として中に在り。感に随て応じ、おのおの主とするところ有て、乱るべからざるなり。次にして身の具する所に及では則ち口鼻耳目四支の用あり。又次にして身の接する所に及では則ち君臣父子夫婦長幼朋友の常有り。是れ皆必ず当然の則有て自ら已むべからず。いはゆる理なり。

人間の心の本体には、仁義礼智（これに信を加えると五常）が備わっている。その代表は仁であり、人は本能的に人を信じ愛することができ、人は、ごく身近な家族からその愛の対象を他人に広げて、五倫（親・兄弟・夫婦・君臣・朋友の關係）をよく保つことができ、天から与えられた本来的な能力である。

朱子学は、この世界を理と気によって構造的に把握する。この世界はすべて気という物質から成り立っている。この世界を支え、あるべきように動かすプログラムが理である。それが人間にもインプットされていて性ともよぶ。この本性が正しく作動すれば人は正しく生きることができ、人は仁を本性とし絶対的に善なる性質を有するがゆえに、他人を愛

し、善意で接することが可能になる。身近な人間関係を押し広げて、国家や全人類規模での友愛の達成が可能である。

性を理と考えることが、朱子の倫理思想の前提である。気がなければ、理がおちつくところがない。理が付着した気が清明ならば、本来善である理は順調に発現するが、付着した氣質が昏濁している場合、私欲がまさつて理の発現がさまたげられ、悪が生じる。本原之性（Ⅱ理）は、善である。しかし、性は、氣質と一緒にある時は、氣質之性となり、本原之性とは異なり、悪いものもあり得る（『朱子語類』巻四・43）。

このように、人間の善なる本性は無条件に発揮されるわけではない。なぜなら、人が人である以上、氣質の制限をうけ、善なる本性の発露が阻害されるからである。犯罪を犯したり、人と共感できず社会生活に支障をきたす一部の人々は、この発露が極端に阻害されていると説明すれば、現実には悪があることも説明がつく。善性が全面的には発露できない状態において、人は何をなすべきか。われわれは、学問によってみずからの善なる本性を回復する必要がある（復初）。朱子学において人が生きるということは、学び続けて復初をしてゆく過程である。

善なる本性が十全に発揮されるとき、人間はトラブルを起こさないの  
で、朱子学では、国家権力（とくに治安機構や強制をともなう国家行為）の存在を必要としない。国の統治者の実体は、偉大な教師である。

王Ⅱ教師は、それぞれの人間が持てる能力を正しく開花できるように手助けをする。国家は大きな学校のイメージでとらえることができる。

朱子学において、人は善なる本性を有し、今仮に悪を犯したとしても、常に人はみずから（あるいは外部からの、『大学章句』の言う「新

民」とは民を新たにする、他人によい影響を及ぼすことである<sup>(5)</sup>、その失敗をつぐない完全なる本性に復帰する可能性を持ち続ける。西洋近代の人権思想は、人には国家権力など他者が介入できない不可侵の領域を認める。朱子学において、本然の性、『大学』の言葉によれば明德こそが、人間における尊厳の根源であり、不可侵の領域である。明德とは、天から与えられた輝かしい徳性であり、虚霊不昧のものである。虚霊不昧とは、いかなる障害にも妨害されず自由自在に働くことである。現実には明德は、気質におおわれ束縛された状態で存在しているが、本来の姿は輝かしい。悪を犯したとしても、その人間を罰し死刑にするという論理を導きだすことはできない。可能性をもつ人間の輝かしい未来は、誰も奪うことはできない。

朱子学的な尊厳論や儒教の仁論は、西洋近代の人権思想（およびそれと表裏にある国家権力の横暴を法によって制限する考え方）と対立せず補完しあうものである。西洋の人権概念の根底には、差異はあっても同じ人間として認め合う人類愛の思想があるが、朱子学においても、独自の尊厳論、仁論が存在したのである。

五倫のうち君臣の関係がすべての上位に位置するという教育勅語の特異な構造は、戦前の天皇制国家のあり方を反映しており、本来の儒教的伝統とは言えない<sup>(6)</sup>。本来の儒教は、義合すなわち契約にすぎない君臣の関係よりも、自然的関係である親子の情愛を重視するからである。例えば『孟子』「卷一三 尽心章句上」には、舜が王位を捨てて犯罪を犯した父瞽叟をかくまう話がある。深い親愛で結ばれた親子関係は、すべての規範の最上位に置かれる。国家や臣としてのつとめよりも、素朴な人間愛を尊重するのが儒教・朱子学の論理である。

### (3) 北畠親房の天皇論

南北朝期の北畠親房の『神皇正統記』は、戦前には「国体論」の淵源とされた。しかし、親房の思想には当時最新の学問であった、宋代の儒教（その代表が朱子学）の思想が大きな影響を与えている。親房は、天皇位の正統な後継者に、常に学問的能力、統治者としての能力、道徳的な能力を求めた。例えば、弟の彦火々出見尊（山幸）が兄の海幸を差し置いて位を継承したのはその人間的共感力が兄より優っていたからであり、長幼よりも継承者の資質や能力を重視した<sup>(7)</sup>（彦火々出見尊の条 四一頁）。

また、親房は、天皇が暴政をすれば、直系の子孫は断絶するとはつきりと記している。

性さがなくまして、悪としてなざずといふことなし。假天祚も久からず。仁徳さしも聖徳ましへしに、此皇胤こゝにたえにぎ。「聖徳は必百代にまつらる。」（春秋に見ゆ）とこそ見えたれど、不徳の子孫あらば、其宗を滅すべき先蹤甚をほし。されば上古の聖賢は、子なれども慈愛におぼれず、器にあらざれば伝ことなし。堯の子丹朱不肖なりしかば、舜にさづけ、舜の子商均又不肖にして夏禹に譲られしが如し。堯舜よりこなたには猶天下を私にする故にや、必子孫に伝ことになりしが、禹の後、桀、暴虐にして国を失ひ、殷の湯聖徳ありしかど、紂が時無道にして永くほろびにき。（中略、インドの暴政の結果子孫が断絶した例を示す）かゝれば先祖大なる徳ありとも、不徳の子孫宗廟のまつりをたゝむことうたがひなし。

(武烈天皇の条 七〇頁)

武烈天皇直系の断絶も、その不徳に原因がある。天武から聖武天皇という偉大な統治者の系統が断絶したのも称徳天皇の暴政が原因である。その後、天智系統の光仁天皇が即位したのも和氣清丸が復権したのも徳の論理で説明する(称徳天皇の条 九二頁)。光仁天皇の即位は、彼の徳ばかりではなく、先祖である天智天皇の余慶でもある。

陽成天皇の廃止も、「此天皇性悪にして人主の器にたらず見え給ければ、摂政なげきて廃立のことをさだめられにけり」と記し、天皇も能力がなければ廃されることを正当とし、中国の先例も紹介する。また、不徳の陽成天皇を廃位にした藤原基経の子孫が、藤原氏の中でもことさらに繁栄したのは、基経の積善の余慶である(陽成天皇の条 一一〇頁)。

北条氏について、親房はその治政を評価する。承久の乱の後鳥羽院の行動を批判し、北条氏と鎌倉幕府の徳政を超えるほどの徳政ができないのに倒幕を企てた院について「民やすかるまじくは、上天よもくみし給はじ(順徳院の条、一五三頁)」と非難する<sup>5)</sup>。

政治の基本は、統治者による正しい任官、能力に基づく適材適所の登用である(後醍醐天皇の条 一七三頁)。そして、それに呼応して臣下もまた正しい態度が必要である。地位や報賞を求めない私心なき態度が求められる。親房が高く評価する北条義時は、時の最高権力者であり最高位を望めば簡単に得られるのにあえてしなかった(後醍醐天皇の条 一七六頁)。統治者は能力に基づく適材適所の任官や報賞を行い、それに臣下が呼応すれば天は子孫にも繁栄を与える。このような儒教的論理が『神皇正統記』に貫かれている。

親房は、このような儒教的論理とは別に、天照大神の神慮を重視し、

天皇論の系譜(下川)

それが歴史を動かすとも考える。

天地も昔にかはらず。月日も光をあらためず。況や三種の神器世に現在し給へり。きはまりあるべからざるは我国を伝える宝祚なり。あふぎてたつとびたてまつるべきは日嗣をうけ給すべらきになむおはします。

『神皇正統記』鵜鷓草葺不合尊の条 四四頁)

親房は、父子一系の継承を実現させようとする天照大神の神慮が歴史を動かすと考え、同時に、光孝天皇以前には、継承の変動が大きかったとも述べる。親房はその変動が、衆生の果報すなわち徳の論理によってもたらされたとする(光孝天皇の条 一一二頁)。天照大神の神慮を補完するのが、儒教的徳の論理である。

親房によれば、日本では徳あるものが王となる歴史であったと同時に、結果的には父子一系の血統相続を実現するものであった。中国的な意味を含めた天命によって、徳の応報する歴史が形成されたのであり、その結果が天皇家による純粋な父子一系継承だった。両者の合致にこそ、親房が「大日本者神国也。天祖はじめて基をひらき、日神ながく統を伝給ふ。我国のみ此事あり。異朝には其たぐひはし。此故に神国と云也。」(『神皇正統記』冒頭)と神国とよぶ理由がある。天照大神の神慮だけでは説得力がない、やはり親房は当時の東アジアの最新の学問である宋代儒教の論理を必要とした。

#### (4) 山崎闇斎と熊沢蕃山の思想——日本朱子学の展開

日本で本格的に朱子学を学び広めた江戸初期の思想家山崎闇斎は、朱子の思想を厳密に日本に伝えようとした。しかし、一方で闇斎は、垂加

神道を立て親房の「神国」観を踏襲した。闇齋は、例えば「湯武放伐論」において、次のように述べている。

湯武、革<sup>レ</sup>命<sup>ヲ</sup>順<sup>レ</sup>天<sup>ニ</sup>心<sup>レ</sup>人<sup>ニ</sup>、是古今之大権也。三代之後、漢唐宋明称<sup>ニ</sup>之<sup>ヲ</sup>盛世<sup>ト</sup>。然<sup>ニ</sup>溥天王土、率土王臣<sup>ナレハ</sup>、則、漢高非<sup>ニ</sup>秦<sup>ノ</sup>民<sup>ニ</sup>、唐高非<sup>ニ</sup>隋<sup>ノ</sup>臣<sup>ニ</sup>哉。宋祖明祖<sup>ニ</sup>周元之臣民<sup>ナラ</sup>乎哉。孔子謂<sup>ニ</sup>武未<sup>ト</sup>尽<sup>レ</sup>善、亦殷之臣也。夫<sup>レ</sup>天吏猶不<sup>レ</sup>免<sup>ス</sup>斯議<sup>ヲ</sup>。矧漢唐宋明權謀之主<sup>ヲ</sup>乎。<sup>(8)</sup>

〔垂加文集〕上之二

闇齋は、聖人とも言われる周の武王を、もともととは殷の臣下にすぎず、自分の主君である紂王を伐つという行為（すなわち易姓革命）をしたと批判し、好意的に評価しない。同じように聖人と言われる殷の湯王も同じである。武王と湯王にも厳しい評価をする闇齋は、当然、漢や唐、宋や明の成立という王朝交代劇を、王権の篡奪であり、道から外れた行為と非難する。<sup>(9)</sup>

易姓革命を否定し、天皇による万世一系の統治を賞賛する闇齋は、本来の儒教思想を調節したと評価される。親房や闇齋は、理と気によつて整然と構成されている世界（神々に満ち満ちている世界）は、そのままですっきりと認識した。世界が正しく運行されるのは、理が貫徹しているからという闇齋なりの朱子学的理解があり、彼には調節したという自覚はなかったのかもしれないが、朱子学の近代的性質は闇齋において封じられたと言える。

山崎闇齋は、人間の内面にインプットされている理、すなわち敬の涵養を重視する。このような姿勢は、朝鮮最大の哲学者李退溪から影響を受けたものであるが、闇齋は李退溪とは異なる敬解釈をする。闇齋は、『敬齋箴講義』の中で、敬を神道的な枠組みにおいて説明する。

又同門ノ学士尹加靖ノ工夫ハ、人ノ廟社ノ中ニ入ル時、乞ト慎ミヲ加ヘ、膝行頓首シタル時ニコソ、此心収斂シテ、毫末モ外ヨリ邪念不<sup>レ</sup>障<sup>エ</sup>、此時ニ当<sup>テ</sup>テヤ、敬ノ意味ヲ知ルト云ヘルハ、面白キ工夫也。昔シ西行法師春日大明神ニ詣テ、「カシコマル綿手ニ涙ノ掛ルカナ又イツカモト思フアワレヨ」トヨメリ。是尹氏ノ心ニヤ。<sup>(10)</sup>

（八六頁）

闇齋は、神社に参拝して、慎んで神に祈る心のあり様を敬として、「心靈ニ相交ル時ノ心」とも述べている。闇齋において、敬とは、心をつつしむこと（心を清浄にする）によつてこの清浄なる場所へ神を招く受容的な態度である。

ホコラトハ火蔵ト云コトゾ。火ハホト通ズ。ホノヲ、ホノコナド云。ソレデ、ヒコラト云。去程ニ、ツ、シミト云モノハ心デナケレバ生ゼヌゾ。面白イコトデハナイカ。心ニテナケレバ神ハヤドラセラレヌゾ。<sup>(11)</sup>

〔神代卷講義〕

闇齋は、「天照大神の勅」にあるように、神皇の正統が連綿と続くこと（皇孫が永続的に日本を支配すること）を自明とした。闇齋が、朱子を絶対的に尊敬しその一言一句を日本に移入することを目指し、また朝鮮の李退溪を崇拜しその敬の思想を受容したと言いつながら、彼の思想は、朱子とも李退溪ともまったく異なる日本朱子学である。朱子学がもつ、権利の思想や民主主義の論理との親和性は日本において引き継がれてはいないのであるうか。

尾藤正英は、『日本封建思想史研究』<sup>(12)</sup>において、朱子学の中心概念である理には、二つの性質があることを指摘している。

中国の伝統的觀念としての「理」、すなわち、あるべき社会秩序の

合理性の理念と、仏教的思惟における「理」、すなわち、非合理的な現実を非合理的なままに主体的に生きぬく方法としての精神的な合理性の理念とが、宋学Ⅱ朱子学において一つの理論体系の中に統一されたことは、合理的な理想と、非合理的な現実との間の矛盾を、いわば内面的な主体性が手がりとして、克服しようとはめざすことを意味した。(二五二頁)

このような理の二面性は、理想から現実を批判的に見て正しい世界を主体的に実現しようとする根拠ともなるが、非合理的な現実の中で生きぬくことに関心が向き現実を無批判に肯定する態度をも導きだす。尾藤は、朱子学が近世の幕藩体制を支える論理となったのは、この理の性質のうち後者が強く作用したからと考える。

尾藤によれば、熊沢蕃山は、朱子学の「理」の合理的側面（現実を批判的に見る精神）を尊重し、陽明学の心の主体性をも重んじた思想家である。「蕃山が「士」の存在意義を重んじ、將軍や大名に対しても人間的対等性を主張する立場をとった」（二六一頁）のである。蕃山には、人間の尊厳を認める意味で近代的思想が生まれていた。朱子学の近代的性格は、闇齋ではなく蕃山に引き継がれたと言える。

また、明治の自由民権運動を理論的に支えた中江兆民は、『孟子』の革命論に民主主義的論理が見られるとして評価していた。朱子学や儒教思想のもつ近代思想との親和性は、日本が西洋の権利や民主主義思想を受け入れる下地となった。

## (5) 国体論の論理構造

しかし、このような朱子学や儒教にも親和性があつた近代の権利や民主主義的思想が明治以後全面的に展開したのではない。むしろ、天皇の支配は永遠に続くという北畠親房の主張や、山崎闇齋の革命論否定の論理の側面を、極端な形で展開した国体論が戦前の日本で大きな位置を占めていた。例えば、国体論の集成とも言える『国体の本義』(昭和一二一年)は、日本が戦争に向かう中、天皇は現御神であり臣民が天皇を敬い忠誠を尽くすことが自然の姿ということを強調し、臣民の忠誠の究極の形が戦死という論理を文部省が示したものである。

『国体の本義』は、「天皇は天照大神の子孫であり、皇祖皇宗の神裔であり、皇宗と一体となつて位にあるがゆえに権威をもつ(第一大日本国体 一、肇国 一七頁)」とする。天皇と臣民の関係は、「一つの根源より生まれ、肇国以来一体となつて栄えて来たものである(第一大日本国体 三、臣節 三三頁)」、ゆえに、天皇自身も現御神なのである。

天皇は、臣民ひとりひとりを「天皇は億兆臣民を御一人の臣民とせられず、皇祖皇宗の臣民の子孫と思召させ給ふのである(第一大日本国体 二、聖徳 三〇頁)」、天皇と臣下との関係は家の論理で語られる。「我が国民の生活の基本は、西洋の如く個人でもなければ夫婦でもない。それは家である。家の生活は、夫婦兄弟の如き平面的関係だけではなく、その根幹となるものは、親子の立体的関係である(第一大日本国体 三、臣節 四三頁)」

親子の関係は自然の関係であり、そこに親子の情愛が発生する。親

子は一連の生命の連続であり、親は子の本源であるから、子に対しては自ら撫育慈愛の情が生まれる。子は親の発展であるから、親に対しては敬慕報恩の念が生まれる。

(第一大日本国体 三、臣節 四五頁)

「我が国の孝は、人倫自然の関係を更に高めて、よく国体に合致するところに真の特色が存する(第一大日本国体 三、臣節 四六頁)」さらに以下のように続く。「臣民は祖先に対する敬慕の情を以て、宗家たる皇室を崇敬し奉り、天皇は臣民を赤子として愛しみ給ふのである」

『国体の本義』は、真心、すなわち清明心(清浄)を、「国民精神の根柢」と定義する(第一大日本国体 四、和と「まこと」 六〇頁)。このような真心の淵源に、武士道の精神がある。私を持たないがゆえに自己の命を軽く捨てられるという心の持ち方こそ真心であり、その淵源に武士道の思想があるとする。

儒教の徳治主義や西洋の民主主義は、一見合理的に見えても、統治者の徳が衰える、あるいは民意の混乱で国家の運営がうまくいかない場合もある(第一大日本国体 一、肇国 一八頁)。そもそも儒教の徳治主義や西洋の民主主義は、権力者や主権者の資質や判断に基づく統治を理想とし、神の子孫である天皇とそれを慕う国民という不変の「自然」関係を基礎とする国体論に較べれば、不安定を引き起こすものである。

それに対して、日本においては、「臣民が天皇に仕へ奉るのは所謂義務ではなく、又力に服することでもなく、止み難き自然の心の現れであり、至尊に対し奉る自らなる渴仰随順である。我等国民は、この皇統の弥々栄えます所以と、その外国に類例を見ない尊厳とを、深く感銘し奉るのである(第一大日本国体 一、肇国 一九頁)」と、君臣の自然的

感情を基礎とするので混乱が起こらない。

『国体の本義』は、西洋の思想の本質を、個人主義すなわち個を国家に優先する思想と解釈する(結語 一五四頁)。西洋の個人主義思想と異なり、いざというときに命を投げ出せること、無我・没我こそ日本精神の本質である。大陸から移入した儒教や仏教思想も、個人主義的傾向を持つており、それを受容する際には日本の没我精神に引き寄せて解釈しなければ、受容が難しかった。「没我の精神は、単なる自己の否定ではなく、小なる自己を否定することによつて、大なる真の自己に生きることである(第二国史に於ける国体の顕現 三、国民性 九七頁)」とあり、個人の否定——究極的には個人の命を失うこと、戦死すること——は、個をこえて国家につながる崇高な行為なのである。戦前において、個人の尊厳を重んじる儒教的思惟は、国体論の前にその展開が封じられたのである。

(6) 平成の天皇論

日本国憲法が、アメリカ独立宣言に顕著に見られる権利や民主主義に拠っていることはすでに(1)で言及した。上皇陛下は、日本国憲法のもとで即位をし、退位した最初の天皇である。昭和天皇は大日本帝国憲法のもとで即位し、在位途中で体制が劇的転換したがゆえに、その性格付けが難しい。

上皇陛下は、日本国憲法の原則の可視化を意識して続けてきた。平成の天皇の「お言葉」を分析することによってその天皇像を明らかにしたい<sup>(4)</sup>。天皇は、平成元年の即位直後に、次のように発言している。

顧みれば、大行天皇（昭和天皇のこと）には、御在位六〇有余年、ひたすら世界の平和と国民の幸福を祈念され、激動の時代にあつて、常に国民とともに幾多の苦難を乗り越えられ、今日、我が国は国民生活の安定と繁栄を実現し、平和国家として国際社会に名誉ある地位を占めるに至りました。

ここに、皇位を継承するに当たり、大行天皇の御遺徳に深く思いをいたし、いかなるときも国民とともにあることを念願された御心を心としつつ、皆さんとともに日本国憲法を守り、これに従つて責務を果たすことを誓い、国運の一層の進展と世界の平和、人類福祉の増進を切に希望してやみません。

（即位後朝見の儀、平成元年一月九日）

ここに、昭和天皇が平和を願っていたと記され、それを継承すること、「平和国家として国際社会に名誉ある地位を占めるに至る」をめざすことが宣言されている。

戦後、昭和天皇の平和主義者としての側面が過度に強調されたことはすでに多くの指摘がある。<sup>(15)</sup> 本論文は、昭和天皇が戦争遂行にどのような役割を果たしたかの検証材料を持たないが、昭和天皇を平和主義者として描き、それを継承し、日本国憲法下のあるべき象徴天皇像の確立をめざす上皇陛下の意図は明らかである。

日本国憲法の前文「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたい

天皇論の系譜（下川）

と思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」を踏まえ、その理念の体現、可視化こそが、象徴としての天皇のあるべき姿であるとの認識が即位時の発言に込められている。

三〇年を経て、天皇は退位を控えた最後の誕生日会見において、自らの模索を次のように総括している。

私は即位以来、日本国憲法の下で象徴と位置付けられた天皇の望ましい在り方を求めながらその務めを行い、今日までを過ごしてきました。譲位の日を迎えるまで、引き続きその在り方を求めながら、日々の務めを行っていきたいと思います。

（平成三〇年二月二〇日）

日本国憲法の下と象徴としての天皇の在り方とは、すなわち、日本国憲法の精神の可視化であった。

それゆえ、天皇は、日本国憲法の前文の宣言された平和を望む諸国民との対話によつて平和を築くことを実践してきた。太平洋戦争で甚大な被害を出した沖縄の痛みには常に寄り添う。平成三〇年の誕生日会見では、また、次のように発言している。

昭和二八年に奄美群島の復帰が、昭和四三年に小笠原諸島の復帰が、そして昭和四七年に沖縄の復帰が成し遂げられました。沖縄は、先の大戦を含め実に長い苦難の歴史をたどってきました。皇太子時代を含め、私は皇后と共に一一回訪問を重ね、その歴史や文化を理解するよう努めてきました。沖縄の人々が耐え続けた犠牲に心を寄せていくとの私どもの思いは、これからも変わることはありません。

さらには、天皇后は、第二次世界大戦の激戦地を訪ねる慰霊の旅を続けた。平成三〇年の誕生日の会見ではさらに続ける。

そして、戦後六〇年にサイパン島を、戦後七〇年にパラオのペリリュー島を、更にその翌年フィリピンのカリラヤを慰霊のため訪問したことは忘れられません。皇后と私の訪問を温かく受け入れてくれた各国に感謝します。

大戦の激戦地の訪問は、戦争の反省と平和への願いという前提に成立した日本国憲法の原点の可視化である。

天皇は、戦後六〇年の節目のサイパン訪問を前に次のように述べている。

しかし先の大戦によりこの平和な島の姿は大きく変わりました。昭和一九年六月一日には米軍が上陸し、孤立していた日本軍との間に、二十日以上にわたり戦闘が続きました。六一年前の今日も、島では壮絶な戦いが続けられていました。食料や水もなく、負傷に対する手当てもない所で戦った人々のことを思うとき、心が痛みます。亡くなった日本人は五万五千人に及び、その中には子供を含む一万二千人の一般の人々がいました。同時に、この戦いにおいて、米軍も三千五百人近くの戦死者を出したこと、また、いたいたな幼児を含む九百人を超える島民が戦闘の犠牲となったことも決して忘れてはならないと思います。

(平成一七年六月二七日「サイパン島ご訪問ご出発にあたっての天皇陛下のおことば」)

ここで、日本兵、米兵そして現地の島民、そのすべての犠牲者を悼んでいる。日本国憲法は、各人にかけてがえのない尊厳、権利を認める思想で

ある。日本人や米兵や島民という区分を超える普遍的な理念だからである。さらに続いて天皇は、この訪問に際して次のように述べている。

この度、海外の地において、改めて、先の大戦によって命を失ったすべての人々を追悼し、遺族の歩んできた苦難の道をしるのび、世界の平和を祈りたいと思います。

私も皆が、今日の我が国が、このような多くの人々の犠牲の上に築かれていることを、これからも常に心して歩んでいきたいものと思えます。

日本国憲法は大戦の反省から生まれたものであるという自覚を持ち、繰り返し戦後の平和は戦争の犠牲の上になりたっていると指摘する。

戦後七〇年の節目の全国追悼者式では、不十分ながら、先の戦争への加害責任に踏み込んだ「深い反省」という言葉を使い、その後毎年の追悼式でもこの表現を用いている。

ここに過去を顧み、さきの大戦に対する深い反省と共に、今後、戦争の惨禍が再び繰り返されぬことを切に願ひ、全国民と共に、戦陣に散り戦禍に倒れた人々に対し、心からなる追悼の意を表し、世界の平和と我が国の一層の発展を祈ります。

(全国戦没者追悼式平成二七年八月一日 日本武道館)

日本国憲法は、西洋の権利の思想に基づいている。ひとりひとりの人間の尊厳が国家よりも先立つという論理であり、(5)で示した国体論の真逆のものである。人権が常に蹂躪されやすいのは弱者である。天皇は、一貫して人権が踏みじられやすい弱者に寄り添う姿勢を鮮明にする。平成三〇年の誕生日会見で、次のようにも語っている。

次に心に残るのは災害のことです。平成三年の雲仙・普賢岳の噴

火、平成五年の北海道南西沖地震と奥尻島の津波被害に始まり、平成七年の阪神・淡路大震災、平成二三年の東日本大震災など数多くの災害が起こり、多くの人命が失われ、数知れぬ人々が被害を受けたことに言葉に尽くせぬ悲しみを覚えます。

平成年間で最大の自然災害と言えるのは、東北大震災であろうが、その後には天皇は以下のように国民に語りかけている。

現在、国を挙げての救援活動が進められていますが、厳しい寒さの中で、多くの人々が、食糧、飲料水、燃料などの不足により、極めて苦しい避難生活を余儀なくされています。その速やかな救済のために全力を挙げることにより、被災者の状況が少しでも好転し、人々の復興への希望につながっていくことを心から願わずにはいられません。そして、何にも増して、この大災害を生き抜き、被災者としての自らを励ましつつ、これからの日々を生きようとしている人々の雄々しさに深く胸を打たれています。

災害被害者という弱者をいたわり、それを国民全体で支えてゆこうと呼びかける。

被災者のこれからの苦難の日々を、私たち皆が、様々な形で少しでも多く分かち合っていくことが大切であろうと思います。被災した人々が決して希望を捨てることなく、身体を大切に明日からの日々を生き抜いてくれるよう、また、国民一人ひとり、被災した各地域の上にこれからも長く心を寄せ、被災者と共にそれぞれの地域の復興の道の手を見守り続けていくことを心より願っています。

東北地方太平洋沖地震に関する天皇陛下のおことば（ビデオ）

（平成二三年三月一六日）

さらに、平成三〇年の誕生日会見では、災害被災者とともに心も人権が踏みじられやすい「障害者を始め困難を抱えている人に心を寄せていくことも、私どもの大切な務めと思い、過ごしてきました。」と述べている。他国へ移民してその地で苦難の人生を歩んだ人々、あるいは外国人労働者として日本の中で働く人々にも目を向ける。

そして近年、多くの外国人が我が国で働くようになりました。私もフィリピンやベトナムを訪問した際も、将来日本で職業に就くことを目指してその準備に励んでいる人たちと会いました。日系の人たちが各国で助けを受けながら、それぞれの社会の一員として活躍していることに思いを致しつつ、各国から我が国に来て仕事を求める人々を、社会の一員として私ども皆が温かく迎えることができるよう願っています。

被災者、障害者、移民、外国人労働者と困難に直面し権利を侵害されがちな人々の尊厳こそが守られなければ、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない」（憲法第一一条）ことは達成できない。憲法は「国民」の権利という表現をしているが、その基礎にはすべての人間が平等に権利を有するという普遍的理念があり、日本で悪条件のもとで働く外国人労働者の尊厳もまた重んじられなければならないという発言につながるであろう。すなわち、象徴天皇は、「基本的人権の尊重」という憲法の原則を可視化する存在であるべきなのである。

そのような歩みを振り返り、退位を控えた「天皇陛下御在位三十年記念式典」（平成三二年二月二四日）では、次のような言葉を残した。

天皇として即位して以来今日まで、日々国の安寧と人々の幸せを祈り、象徴としていかにあるべきかを考えつつ過ごしてきました。し

かし憲法で定められた象徴としての天皇像を模索する道は果てしなく遠く、これから先、私を継いでいく人たちが、次の時代、更に次の時代と象徴のあるべき姿を求め、先立つこの時代の象徴像を補いつけていくことを願っています。

上皇陛下は、「平和主義者としての昭和天皇」からあるべき日本国憲法下の象徴天皇像を受け継ぎ、その一定の達成を見て、それを二人の皇子に引き継がせようとしている。

平成三〇年一月の次男秋篠宮の大嘗祭公費出費の批判発言もそのよくな文脈に位置づけられると言つてよい。<sup>16)</sup>大嘗祭は宗教的色彩が濃いものであり、それを国費でおこなうことの批判である。『国体の本義』は、「我が国の神社は、古来祭祀の精神及びその儀式の中心となつて来た。神社は惟神の道の表現であつて、神に奉斎し、報本反始の誠を致すところである(第二国史に於ける国体の顕現 四、祭祀と道徳 一〇四頁)」と規定する。国民精神は「惟神の道」に基づいて形成され、それは自然のありさまであり、かえられない現実であるとして国家神道を強制した戦前のあり方の徹底的な否定である。上皇陛下は、後継者である二人の皇子に日本国憲法の原則を可視化する天皇像のさらなる発展を託しているようである。

## おわりに

日本国憲法が依拠するアメリカ独立宣言は、天から賦与された権利をもつ人々が、国家に先立つて存在するという前提に立ち、個人の尊厳を国家よりも重んじる。国家は、個人の尊厳を守る手段にすぎないのであ

る。『国体の本義』は、そのような西洋思想や儒教思想を日本の没我・無我の精神と異なるものと退けた。しかし、国家より個人の尊厳を重んじる思想は、朱子学や儒教、それを取り込んだ日本の思想家の中に根付いていた。日本国憲法の思想は、戦前の国体論よりも前近代の政治論により親和性がある言える。

平成の最後の安倍政権は、日本国憲法の自由や民主主義の思想が戦後GHQに押しつけられたものであり、日本の伝統にそぐわないと考え大日本帝国憲法の復活をめざしている。<sup>17)</sup>しかし、この論文で示したように、朱子学や儒教の論理に日本国憲法の理念にも通じるものがある。日本の伝統にはないという批判はあたらないのではないか。

平成年間とは、日本国憲法体制の一応の達成と評価できるかもしれない。しかし、頂点を迎えれば、変化への希求がおこってくるのも当然である。安倍政権の戦前志向の改憲の歴史的立場づけはともかくとして、変化をめざす一つの動きではあるだろう。

しかし、上皇陛下が私たちに残した願いは、安倍政権が志向する戦前回帰ではなく、日本国憲法のもつ民主主義思想と平和の思想の徹底化ではないだろうか。ひとりひとりが、平成年間でどう評価し、次世代につないでゆくかを考えてゆかなければならない。

## 注

- (1) ロック『市民政府論』(鶴飼信成訳、岩波文庫、一九六八年)。
- (2) 「アメリカ独立宣言」は、『人権宣言集』(高木八尺他編、岩波文庫、一九五七年)一三―一五頁による。
- (3) 『大学或問』(『5和刻影印 近世漢籍叢刊 思想三編 孟子或問・大学或問・中庸或問』荒木見悟・岡田武彦編、友枝龍太郎解説、中文出版社)

三七―八頁。

- (4) 岡田武彦他校注『朱子語類』朱子学大系第六卷(明德出版社、一九八一年)、興膳宏他訳注『朱子語類』訳注(及古書院、二〇〇九年)を参考にした。
- (5) 『大学』『大学章句』は、新編諸子集成第一輯『四書章句集注』(中華書局、一九八三年)による。朱子は、『大学』の「親民」という句を「新民」と解釈する。
- (6) 島田虔次『大学・中庸下』(朝日文庫、一九七八年)二〇―三頁。
- (7) 『神皇正統記』は、岩波文庫(岩佐正、一九七五年)による。本論文では新漢字体にあらためた。
- (8) 『新編 山崎闇齋全集』第二卷(ペリカン社、一九七八年)二八二頁。
- (9) 朴鴻圭『山崎闇齋の政治理念』(東京大学出版会、二〇〇二年)一二四頁。
- (10) 『敬斎箴講義』は、『山崎闇齋学派』(日本思想大系31、岩波書店、一九八〇年)による。
- (11) 『神代卷講義』浅見綱齋録(日本思想大系39『近世神道論・前期国学』岩波書店、一九七二年)一四四頁による。
- (12) 尾藤正英『日本封建思想史研究 幕藩体制の原理と朱子学的思惟』(青木書店、一九六一年)。
- (13) 『国体の本義』は、昭和一二(一九三七)年文部省編纂の冊子によった。論文中で、旧漢字は新漢字にあらためた。
- (14) 宮内庁ホームページ [www.kunaicho.go.jp/](http://www.kunaicho.go.jp/)
- (15) 例えば、山田朗『昭和天皇の戦争―昭和天皇実録』に残されたこと・消されたこと(二〇一七年、岩波書店)の中で次のような指摘をしている。本書は、「実録」で残されたこと、消されたことという観点から、その叙述の検討をしてきた。「実録」において軍事・政治・儀式にかかわる天皇の姿が詳細に残されたことは歴史叙述として大いに評価してよい点である。過度に「平和主義者」のイメージを残したこと、戦争・作戦への積極的取り組みについては一次資料が存在し、それを「実録」編集者が確認しているにもかかわらず、そのほとんどが消されたことは、大きな問題を残したといえよう。(二七〇頁)

天皇論の系譜(下川)

(16) 『朝日新聞』二月一日朝刊の社説は、秋篠宮の発言を憲法の本来の政教分離を意識したものととして、高く評価している。

大嘗祭は、天皇が祖先や天地の神々に国の安寧と五穀豊穡を感謝・祈念する儀式で、神道方式で進められる。そのため政府も「国事行為」として行うのは困難」としながら、「公的品格」があるとして、費用を公金である宮廷費から支出する取り扱いにしている。天皇ご一家の日常生活や通常の宮中祭祀の費用をまかなう内廷費(お手元金)とは性格が異なるお金だ。

政教分離を定めた憲法と大嘗祭との関係は、平成への代替わりの際も論議になった。「知事らが公費を使って大嘗祭に参列したのは儀礼の範囲内で違憲ではない」とする最高裁判決はあるが、国が大嘗祭に関与することや費用支出の合憲性についての判断は示されていない。

朝日新聞の社説はかねて、前回のやり方にただ従うのではなく、憲法の諸原則やこの間の社会通念の変化を踏まえてゼロから検討し、改めるべき点は改めるべきだと主張してきた。

(17) 日本国憲法や教育基本法の制定に関わった南原繁は、成立したばかりの日本国憲法の改正は時代の波の中で想定されるが、それが「保守反動の方向」に向けられること、すなわち、国体論的改正はあってはならないと述べている(南原繁「新憲法発布」『文化と国家』東京大学出版会、一九五七年所収)。

(18) 菅野完『日本会議の研究』(扶桑社新書、二〇一六年)は、安倍政権の強力な支持団体である「日本会議」のめざすものを、次のように要約している。「皇室を中心と仰ぎ均質な社会を創造すべきではあるが、昭和憲法がその阻害要因となっているため改憲したうえで昭和憲法の副産物である行きすぎた家族観や権利の主張を抑え、靖国神社参拝等で国家の名譽を最優先とする政治を遂行し、国家の名譽を担う人材を育成する教育を実施し、国防力を強めたくうえで自衛隊の積極的な海外活動を行い、もって各国との共存共栄をはかる(二三頁)」。このような日本会議と関連団体による改憲運動は、南原が危惧した「保守反動」そのものであるが、日本国憲法(昭和憲法)が一定の達成を見たあと向かうべき方向性の模索のひとつではある。